

まなびにトライ

元気なまちをつくる川南町の生涯学習



～自分が主役 進めよう 高めよう 一人一人の 生涯『楽』習～



生涯学習まちづくり推進計画

川 南 町

「生涯学習を通じた元気なまちづくり」を目指して

本町における生涯学習の総合的かつ効果的な推進を図るため、令和2年4月に川南町生涯学習推進本部を設置しました。

この本部は、町長である私が本部長となり、副本部長には副町長及び教育長を充てるとともに、委員として役場全課の課長及び事務局長で構成する組織としました。

「生涯学習を通じた元気なまちづくり」の目指す基本となるものは「まちづくりはひとづくり」という考え方であります。そのために、生涯学習社会にふさわしいまちづくりを進める、次の4つの具体的な視点を掲げ、計画的に推進していきます。

- (1) 時代の変化に対応した学習機会を整備し、町民に提供するよう努めます。
- (2) 自発的な学習活動（各種講座等）を活発にするための環境整備に努めます。
- (3) 生涯学習によるまちづくりを進めるために、学習成果を生かすよう努めます。
- (4) 役場各課との連携を図り、全庁挙げ総合的な推進に努めます。

この取組を確実に進めるためには、その方向性を示すものが必要であることから、この度、「生涯学習まちづくり推進計画」を策定しました。

「計画とは未来への意思」とであると私は思っています。この未来への意思である本計画を基に、「ふるさと川南を愛し、未来を拓く、心豊かでたくましいひとづくり」を前進させていきたいと強く思っております。

令和2年7月

川南町生涯学習まちづくり推進本部長

川南町長 日高 昭彦

目 次

第1章 生涯学習まちづくり推進計画の策定にあたって	1
1 生涯学習の意義	2
2 なぜ生涯学習を推進するのか	3
3 生涯学習まちづくり推進計画の体系	3
「図1」	4
第2章 生涯学習まちづくり推進目標	5
1 生涯学び続けるひとづくり	5
(1) 生涯学習推進体制の充実	5
(2) 学習機会の充実と情報の提供	5
2 活力ある産業を創るひとづくり	6
(1) 地域産業の推進	6
(2) 男女共同参画社会の推進	6
3 自然と芸術を守り育て故郷を愛するひとづくり	7
(1) 環境教育の推進	7
(2) 芸術・文化の推進	7
4 健康と安全を守るひとづくり	8
(1) 健康への保持増進の振興	8
(2) 安心・安全な地域づくりの推進	8
5 心豊かに未来を担うひとづくり	9
(1) 家庭教育の振興	9
(2) 青少年健全育成の推進	9
(3) 高齢期の学習の推進	10
第3章 生涯学習のまちづくり取組み事項	11
1 取組み事項と関係機関	11
(1) 生涯学び続けるひとづくり	11
(2) 活力ある産業を創るひとづくり	12
(3) 自然と芸術を守り育て故郷を愛するひとづくり	13
(4) 健康と安全を守るひとづくり	14
(5) 心豊かに未来を担うひとづくり	15
資料	
1 川南町生涯学習まちづくり推進のしくみ	16
2 川南町生涯学習推進本部設置要綱	17
3 川南町民憲章	18

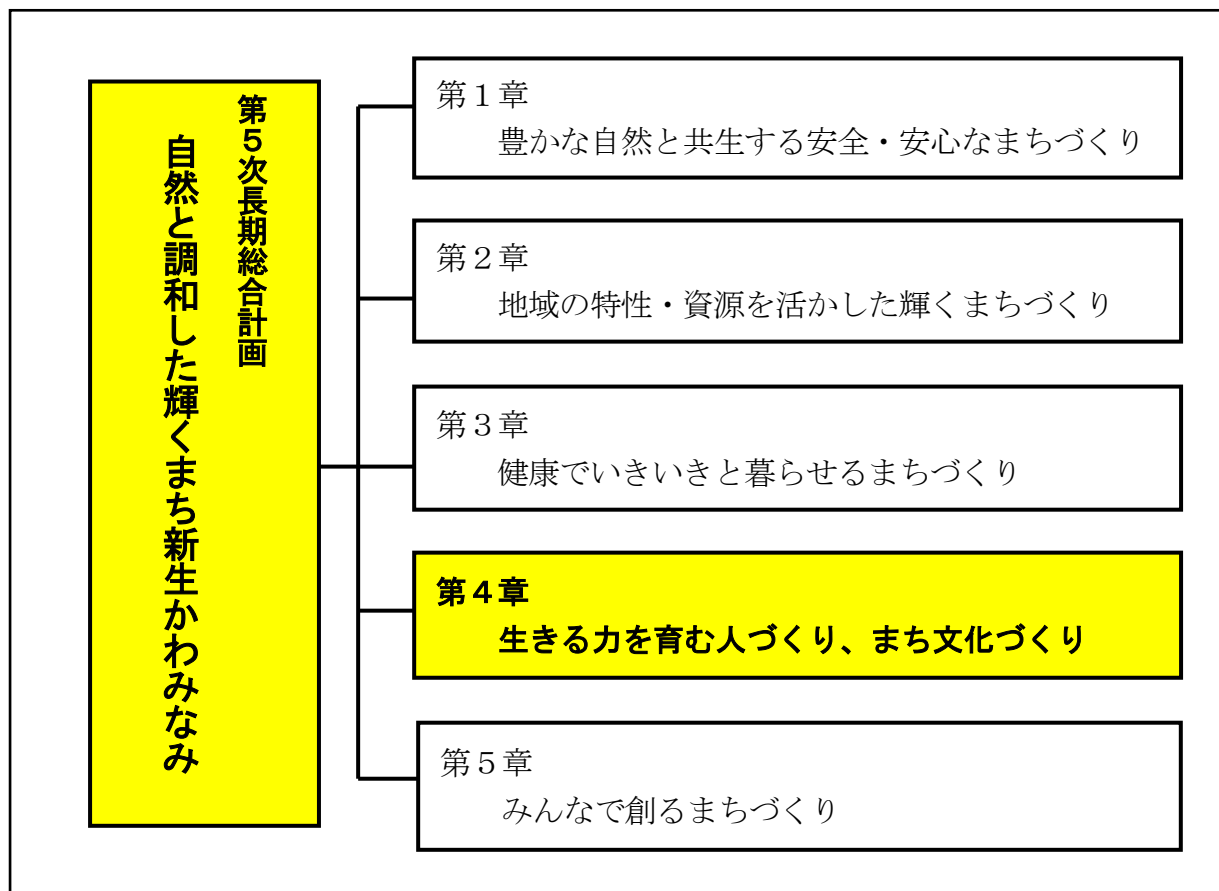
第1章 生涯学習まちづくり推進計画の策定にあたって

人口減少・超高齢社会の本格的な到来をはじめ、地方分権社会の進展、地球規模で進む環境問題などの社会情勢の変化や本町を取り巻く情勢は大きく変化しており、今後の自治体運営の厳しさは更に増すことが予想されることから、自らが主体性と責任をもった個性あるまちづくりを進めるとともに、次の時代が求める課題への対応を図り、地域の特性を生かし、持続して新しいまちづくりを推進するため、「第5次川南町長期総合計画」（「自然と調和した輝くまち新生かわみなみ」）を平成23年3月に策定しました。

「生涯学習まちづくり推進計画」は、「川南町民憲章」の趣旨を踏まえ、第5次川南町長期総合計画に基づく基本構想の一つであり、「まちづくりはひとづくり」を基本とした「生涯学習によるまちづくり」を展開することを基本理念とします。

本計画の期間は、令和2年度から令和4年度までの3年間とし、第6次川南町長期総合計画や教育基本計画の改定とともに、その期間の社会情勢や経済状況等を踏まえつつ、随時見直しを図りながら、本町の生涯学習による“まちづくり”の基本的な取組を明らかにします。

川南町長期総合計画 目標年次 平成32年度（令和2年度）



1 生涯学習の意義

「生涯学習」という言葉は、一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、生涯学習社会を目指そうという考え方・理念自体を表していることもあります。

また、「生涯学習社会」とは、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」（平成4年生涯学習審議会答申）社会であるとされています。平成18年12月に可決・成立した改正教育基本法第3条においても、新たに「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とされており、「生涯学習の理念」として、生涯学習社会の実現に努めることが規定されています。

こうした生涯学習社会の構築が必要な理由としては、これまで次のような点が指摘されてきました。

第1は、社会・経済の変化に対応するため、人々は絶えず新しい知識や技術の習得を迫られていることです。これらの学習ニーズに的確に対応し、生涯学習の基盤を整備することは、学習者自身の知識・技能の向上のほか、社会制度の基盤である人材育成にもつながり、社会・経済の発展に寄与することが期待されます。

第2は、自由時間の増大などの社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習ニーズが増大していることです。これらの学習ニーズに応えるための生涯学習の基盤を整備することは、学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成など社会全体にとっても有意義です。

第3は、生涯学習の基盤を整備し、学歴だけでなく様々な「学習の成果」が適切に評価される社会を築いていくことは、これまで進められてきている教育改革の課題の一つである学歴社会の弊害の是正にもつながるということです。

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

第1章 教育の目的及び理念

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

2 なぜ生涯学習を推進するのか

未来に向かい、豊かで活力ある社会を築いていくためには、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会」、すなわち、生涯学習社会の実現を図ることが重要です。

生涯学習社会の実現が必要となってきた社会的背景としては、①いわゆる学歴社会の弊害を是正するためには、形式的な学歴によらずに、生涯の各時期の学習の成果が適切に評価される社会を目指すことが求められていること、②所得水準の向上、自由時間の増大、高齢化等、社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習需要が増大していること、③科学技術の高度化、情報化、国際化、産業構造の変化等我が国の経済や社会の直面する課題の変化に伴い、人々が絶えず新しい知識・技術を習得することが求められていること、が指摘されています。

このような社会的背景の下で生じる人々の様々な学習需要に対応するとともに、学校のみならず多様な場で行われる学習の成果を適切に評価することが必要となっています。

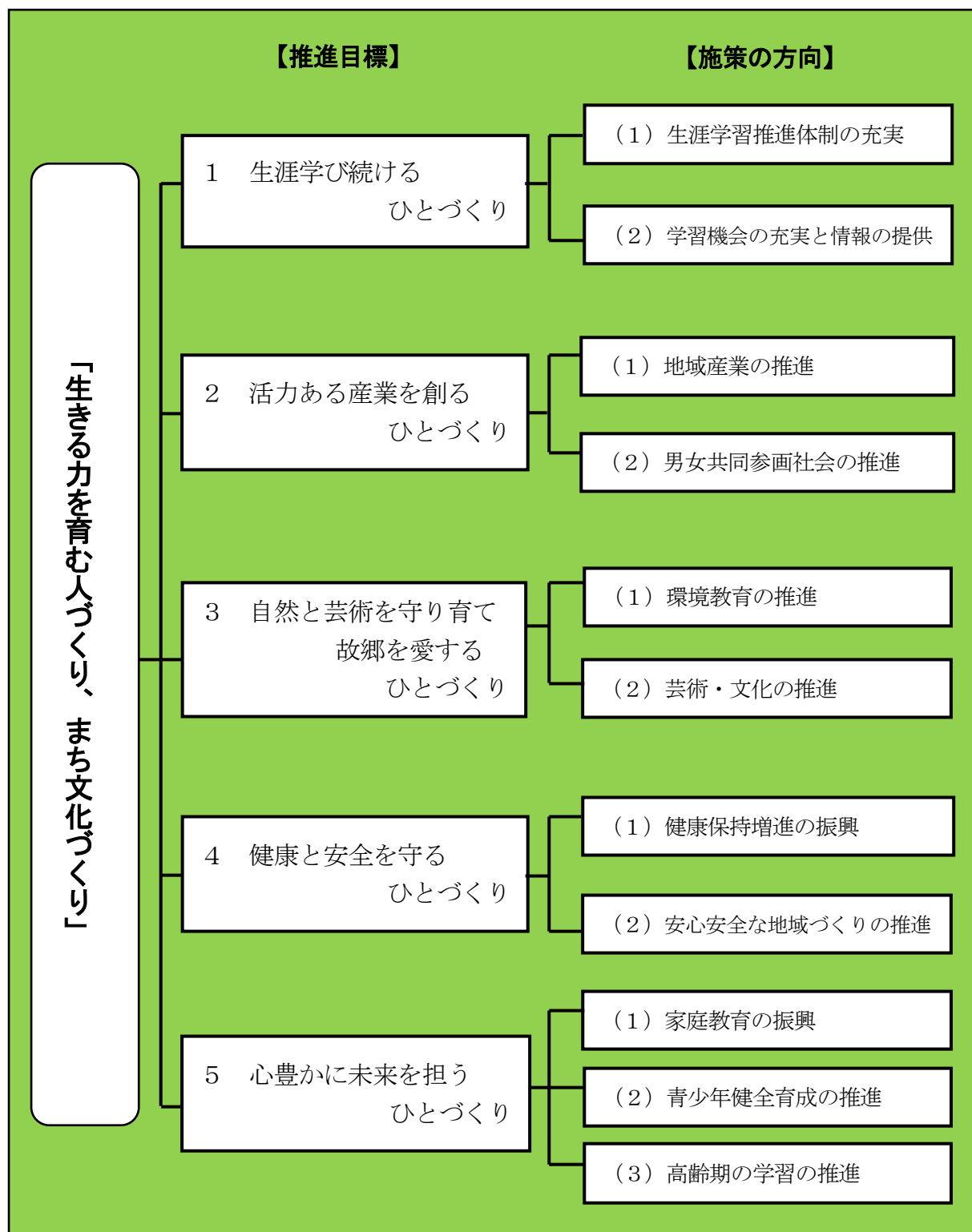
生涯学習社会の実現は、このような要請に応えるものです。

3 生涯学習まちづくり推進計画の体系

本町の推進する生涯学習まちづくりは、「まちづくりはひとづくり」の目標に向け、町民と行政の「協働によるまちづくり」を進めるために生涯学習のまちづくり推進目標を、「生きる力を育む人づくり、まち文化づくり」（第5次川南町長期総合計画 基本目標 第4章）とし、その実現のために次の5つの目標を定めます（次ページ「図1」参照）。

いつでも、どこでも、誰にでもできる「生涯学習」の更なる定着化と、町の元気づくりに取り組むため、「生涯学習によるまちづくり」を推進していきます。

川南町生涯学習まちづくり推進計画の体系



第2章 生涯学習まちづくり推進目標

1 生涯学び続けるひとづくり

(1) 生涯学習推進体制の充実

生涯学習は、行政各分野に横断的に関わるものであり、また、関係機関も多岐にわたるため、生涯学習による“まちづくり”は、行政の総力を結集して取り組む必要があります。

本町においては、町長を本部長とした「川南町生涯学習まちづくり推進本部」など行政内部の推進組織の機能充実を図るとともに、住民組織の代表者で組織する「川南町自治公民館長会」をはじめ、町民による生涯学習のまちづくり推進体制の充実を図り、町民と行政が一丸となって生涯学習を推進します。

(2) 学習機会の充実と情報の提供

人々の価値観は、これまでのものの豊かさから心の豊かさへと変化し、自身の個性や生き方を重視する方向へと移り変わっています。人々の価値観やライフスタイルがますます多様化する中で、生涯学習による「まちづくり」を支える「ひとづくり」を進めるには、町民一人一人が個性と能力を発揮し、それぞれの価値観に基づいた生き方をすることが大切です。

本町では、役場関係課との連携及び図書館等生涯学習施設との連携を密に学習プログラムの調整を図り、より効果的に町民がいきいきと学習活動に参加できるよう、学習機会の充実を図ります。

令和元年度からは、新たに学校運営協議会を設置し、地域学校協働活動本部事業との連携を充実させ、社会総掛かりでの教育の実現「地域とともにある学校」を目指しています。その手段として「子ども・学校応援団ハンドブック」の活用を図り、全庁挙げて学校の支援に努めています。

町民に対しては「生涯学習ハンドブック」を作成し、学習機会の充実に努めてまいります。

また、年度初めに配付する「町民カレンダー」をはじめ、町広報・自治公民館だより・ホームページ等を活用し、積極的な情報発信に努め、町民の学習や活動意欲が高められるよう生涯学習情報の提供に努めます。

2 活力ある産業を創るひとづくり

(1) 地域産業の推進

川南町の産業は、農林水産業である第1次産業を軸に、その関連事業等が多様に取り巻く構造にあると言えます。特に古くから畜産業が盛んであり、近年、大手食鶏加工業の企業誘致に成功し、新たな雇用の場が生まれました。

同時に、農水産物の生産者自身による加工・販売への取組も10年程前から活発に行われている状況にあり、それに伴う雇用も増加しております。新しい地元の働く場づくりの一翼を担っている状況にあります。

加えて、農商工連携による取組も盛んな本町は、国内の優良事例として紹介される事業も数多くあり、これまで培った関係団体や企業等との連携強化等が実を結んでいるものだと考えます。

このような多数の素晴らしい実践等の紹介を、現在、小・中学校で行われているキャリア教育の一環として充実させるとともに、一般社会人に対しては、生涯学習講座等のメニューとして加え、同じ地域の当事者意識を醸成させながら、地域の産業推進の一助となるよう取り組んでいきます。

(2) 男女共同参画社会の推進

川南町では、「認め合い 一人ひとりが輝けるまち かわみなみ」を目指す将来像として「川南町男女共同参画基本計画（令和2年度～令和6年度）」を策定しました。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上において、社会全体で取り組むべき最重要課題です。本町では、平成27年12月に「川南町男女共同参画社会形成促進条例」を制定し、各種講演会、パネル展などを実施し、啓発に努めてきました。

しかしながら、現在においても、政策・方針の決定過程に女性の参画は十分とは言えず、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っている状況です。このような現状を改善するためにも、「川南町男女共同参画基本計画」が掲げる将来像を目指して、更なる取組の強化を図ります。

3 自然と芸術を守り育て故郷を愛するひとづくり

(1) 環境教育の推進

環境教育とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域などのあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりやその環境の保全についての理解を深めるために行われる教育のことです。

環境教育は、それを通じて人間と環境との関わりについての正しい認識を持ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成することを目指しています。

また、環境教育のねらいとする持続可能な社会は、環境だけでなく社会的公正や経済など幅広い領域と関係していることから、環境教育を「持続可能な開発のための教育（ESD）」（注1）の一部ととらえ、多くの分野の教育と積極的に結びつけて取り組んでいきます。

同時に、「サギソウ」が群生し、国の天然記念物に指定されている「川南湿原」をはじめ、身近な自然環境を守り育てる取組も推進します。

（注1）ESDは、Education for Sustainable Developmentの略です。

(2) 芸術・文化の推進

美しい自然や歴史・伝統等に基づく芸術・文化は、人々に精神的な豊かさや感動を与え、生きる勇気と喜びをもたらす普遍的な力を持っています。また、人と人とを結びつけ連体感を生み出し、ともに生き、支え合う社会の基盤となるものです。

しかし、各地域で行われている民俗文化財は保存会の熱意ある活動と地域の応援によって守り伝えられていますが、後継者の育成に苦慮しているのが実情です。

本町では、町民の芸術文化活動を促進するため、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供とともに情報提供の拡充を図り、幅広い世代間を通じた交流や各種団体、サークル等の支援に努め、地域固有の文化として再認識するために、その起源や今に受け継がれてきた歴史を理解する機会を設け、保存団体への活動支援に努めます。

また、芸術文化を保存、継承するには、住民の理解と協力が不可欠です。文化財の保護意識の高揚を図るため、展示等の機会を積極的に設けるとともに、「子ども歴史教室（仮称）」の開催や学校での文化財学習、役場広報紙を利用した町の文化財の紹介など文化財を広く公開するとともに、多くの町民が文化財に関心をもてるように努めます。

4 健康と安全を守るひとつづくり

(1) 健康への保持増進の振興

私たちの健康保持及び増進には、適度な運動等は必須です。そのような中に求められる生涯スポーツとは、身近な生活の場にスポーツを取り入れていくことです。そして、一人一人のライフスタイルや年齢、体力、運動技能、興味等に応じて、生涯にわたりいろいろな形でスポーツに関わりをもち、スポーツのもつ多くの意義と役割を暮らしの中に取り入れながら、生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でもスポーツに親しむことをいいます。

平均寿命の延伸や余暇時間の増大、所得水準の向上や生活意識の多様化から、スポーツの大衆化が進み、老若男女誰でもスポーツに楽しみを求め、健康づくりや社交の場としてスポーツを行うことが本町でも広く普及され実践されています。このように、健康を保ちつつ生涯スポーツに励むには、自身のからだの状態を常に把握することも重要なことです。そのためにも、町の保健センター等が実施する健康診断をはじめ、各種健診を積極的に受診するよう呼びかけると同時に、保健師、管理栄養士等の連携強化も進めていきます。

(2) 安心・安全な地域づくりの推進

本町は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町の地域に係る暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等の災害対策に関し、総合的な防災行政の推進を図ることを目的とした「川南町地域防災計画」を、平成27年3月に策定しました。平成23年3月に発生した東日本大震災では、従来の想定を超える大規模災害が発生し得ること、災害に完全に対応することは困難であること、災害の被害を軽減させる減災が重要であることが明らかとなりました。防災に関しては平常時からの備えが重要であるとの観点から、町では住民の防災意識の向上を図るとともに、「自助」、「共助」、「公助」の適切な役割分担の下、防災対策を推進することで、災害に強い地域づくりを目指します。

一方で課題もあります。各地域の現状は、高齢化や核家族化、住民の連帯感の低下などが進んでいるようにも感じられます。このようなことから「いざという時」に備え、関係機関や関係団体が連携し、きめ細かで効果の高い防災・防犯対策を総合的に図っていく必要があります。

これらのことを踏まえつつ、災害時には適切に対応するとともに、お互いに助け合う意識を向上させるために、各地域において、防災学習会や防災訓練などを実施し、自主防災組織の育成や災害時に対応できる地域づくりのための学習の機会を充実させます。また、犯罪のない安全で安心な地域づくりのため、日ごろから住民同士のつながりを大切にし、地域の連帯感を強め、防犯意識を高めていく取組を充実します。

5 心豊かに未来を担うひとづくり

(1) 家庭教育の振興

家庭教育は、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、全ての教育の出発点です。しかし、近年の都市化、核家族化、少子化等に伴い、育児不安の広がりや子どもの教育の仕方がわからない親の増加など家庭の教育力の低下が一部で指摘されています。

同時に、核家族化や地域の人間関係の希薄化が進んでいる今日、身近な相談相手もなく「育児の自信がなくなる」、「なんとなくイライラする」といった悩みや不安をもつ親も増加傾向にあるため、家庭教育に関する親の学習機会の継続強化と、子どもを持つ親と地域の子育て経験者との交流機会を設けるなど地域のネットワークづくりを強化します。

「全ての子どもはまちの宝」という観点に立ち、家庭、保育園（所）、幼稚園、小・中学校と地域が相互連携を密にし、子育て支援の各種事業の充実を図ります。

(2) 青少年健全育成の推進

本計画を策定する現在、「新型コロナウイルス感染症」対策の最中にあります。その影響は、長期間にわたる学校（小中高校及び大学、専門学校など含む全て）の休校をはじめ、様々な催しや行事が中止されるなど、青少年を含む全町民が非常事態下に置かれています。また、これから先の見通しについても、明るいものではなく、社会全体が、長期間にわたり、当該感染症とともに生きていかなければならない対応が求められています。しかも、このような状況は、我が国だけに留まらず、世界各国にも甚大な被害をもたらしている厳しい状況です。

このような中で、近年、青少年による凶悪事件の多発や薬物乱用問題、学校における生徒指導上の諸問題、児童虐待問題や少年が被害者となる凶悪事件の増加等青少年をめぐる問題は深刻な状況にあり、その対応は国民的課題となっています。

町としては、青少年をめぐる問題は、社会風潮や社会状況、家庭、学校、地域社会等広範な領域にわたる様々な要因が相互に絡み合った問題であり、社会を挙げた取組を総合的に進めていく必要があるとの基本認識の下、関係機関等の連携を一層強化し、広く町民全体の理解と協力を求めつつ、青少年施策を総合的かつ効果的に推進します。

(3) 高齢期の学習の推進

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習活動や社会参加活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、就業を継続したり日常生活を送ったりする上でも社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされます。また、一人暮らし高齢者の増加も背景に、地域社会において多世代が交流することの意義が再認識されています。

このため、高齢者が就業の場や地域社会において活躍できるよう高齢期の学びを支援します。また、高齢化が今後も進む我が町の持続可能性を高めるためにも、全ての世代による支え合いが必要であることから、義務教育を含め、生涯を通じて社会保障に関する教育等を進め、全世代が高齢社会に理解する力を養えるよう努めます。

本町では、高齢者が新たな知識、技術を学ぶとともに、「仲間づくり」や「生きがいづくり」を通して、豊かな人生を送ることを目指すことを目的に、高齢者教室や山茶花ふれあい学園を毎年開催しています。

第3章 生涯学習のまちづくり取組み事項

1 取組事項と関係機関

(1) 生涯学び続けるひとづくり

施策の方向	取組事項	関係課（局）
生涯学習推進 体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・役場全課による推進体制の整備との連携（全課） ・町民ニーズの把握（全課） ・自治公民館の自主活動推進② ・指導者人材育成・資質の向上① ・生涯学習関係機関、団体① ・各種ボランティアとの連携①⑤① ・体育施設・自治公民館・社会教育施設等の整備 充実②⑨① 	<ul style="list-style-type: none"> ①総務課 ②まちづくり課 ③税務課 ④町民健康課 ⑤福祉課 ⑥環境水道課 ⑦産業推進課 ⑧農地課 ⑨建設課 ⑩会計課 ⑪教育課 ⑫議会事務局
学習機会の充実と 情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・町民ニーズに応じた学習機会の提供（全課） ・多様な学習機会と学習の場の提供（全課） （出前講座など） ・生涯学習講座や各種学級の充実① ・町広報、回覧板、HP、FB等による情報提供 ① ・情報のネットワーク化推進① ・生涯学習の普及啓発（全課） ・生涯学習情報の収集と提供（全課） 	<ul style="list-style-type: none"> ①総務課 ②まちづくり課 ③税務課 ④町民健康課 ⑤福祉課 ⑥環境水道課 ⑦産業推進課 ⑧農地課 ⑨建設課 ⑩会計課 ⑪教育課 ⑫議会事務局

(2) 活力ある産業を創るひとづくり

施策の方向	取組事項	関係課（局）
地域産業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興事業の推進⑦⑧ ・地域活性化運動の推進②⑦ ・学校教育等との連携①⑦⑪ (各種職業体験等) 	<ul style="list-style-type: none"> ①総務課 ②まちづくり課 ⑦産業推進課 ⑧農地課 ⑪教育課
男女共同参画社会 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の学習会②⑪ ・女性団体の活動支援②⑪ ・女性指導者の養成と活用②⑪ ・男女共同参画社会の啓発② ・男女共同参画プランの策定② 	<ul style="list-style-type: none"> ②まちづくり課 ⑪教育課

(3) 自然と芸術を守り育て故郷を愛するひとづくり

施策の方向	取組事項	関係課（局）
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験学習や生活体験学習等、学習機会の提供と充実⑥⑦⑧⑨⑩ ・学校教育等との連携⑩ ・花と緑を植える活動推進⑦⑩ ・町内ゴミ拾い清掃活動推進⑥⑩ ・各種行事関係団体との連携⑦⑩ ・振興班、自治公民館との連携協力②⑩ 	<ul style="list-style-type: none"> ②まちづくり課 ⑥環境水道課 ⑦産業推進課 ⑧農地課 ⑨建設課 ⑩教育課
芸術・文化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた芸術文化鑑賞機会の提供⑩ ・芸術文化活動への支援⑩ ・芸術文化情報の収集と提供①⑩ ・活動の場や発表の機会の提供⑩ ・文化財の保護と活用⑩ ・文化財の管理、修繕への助成⑩ ・各地域の民族芸能、伝統文化の伝承支援②⑩ ・学校教育等との連携⑩ ・文化財保護ボランティアの育成⑩ 	<ul style="list-style-type: none"> ①総務課 ②まちづくり課 ⑩教育課

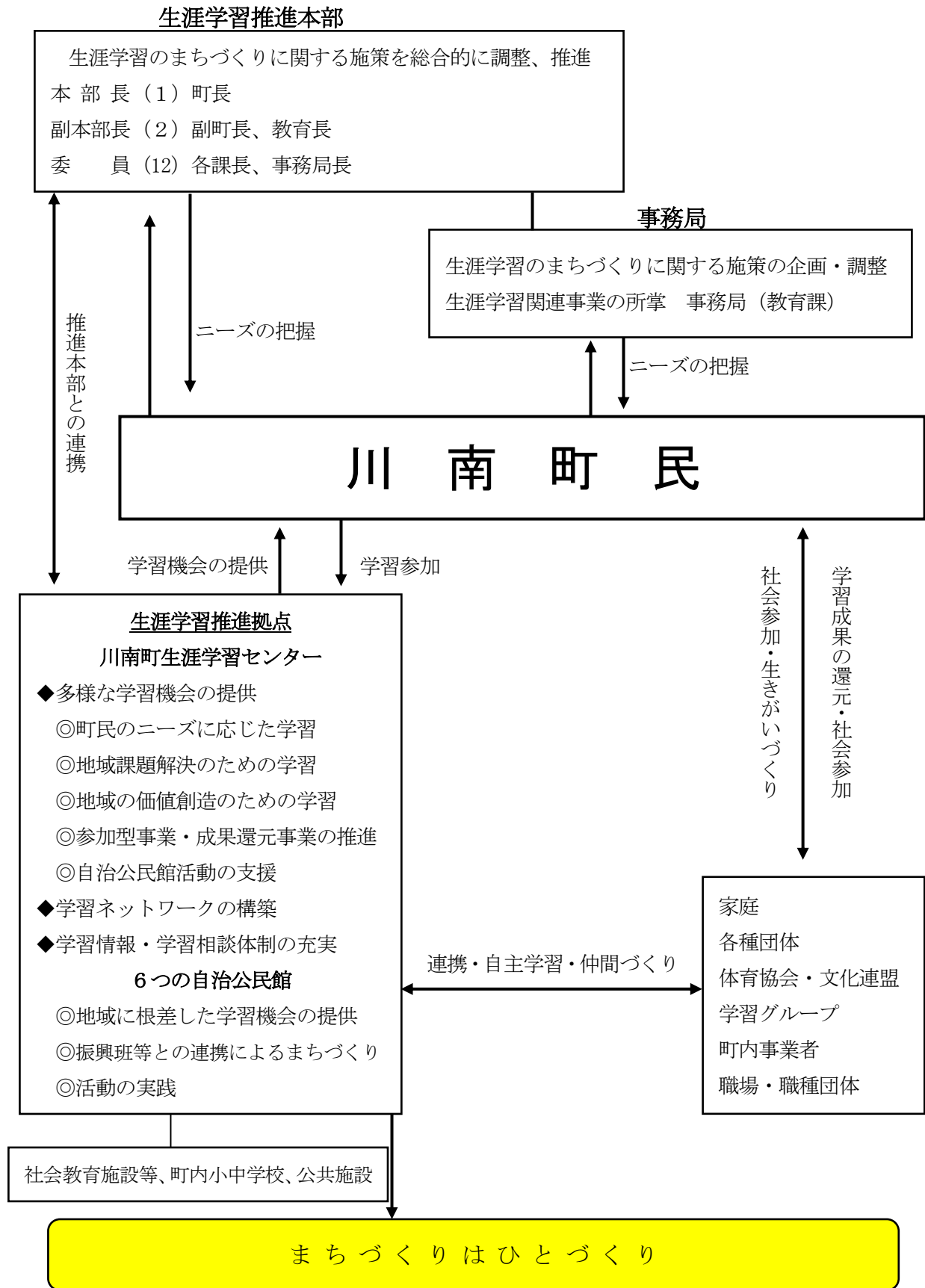
(4) 健康と安全を守るひとづくり

施策の方向	取組事項	関係課（局）
健康保持増進の 振興	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーションの普及促進① ・ニュースポーツ、軽スポーツの促進① ・各種スポーツ大会参加への推進⑤① ・スポーツ指導者の養成と活用① ・各種スポーツ団体への支援① ・スポーツ団体への助成① ・スポーツ少年団活動の支援① ・スポーツ・レクリエーションの情報提供① ・総合型地域スポーツクラブとの連携① ・健康づくり運動の推進④⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> ④町民健康課 ⑤福祉課 ①教育課
安心安全な 地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育、防災運動の推進② ・各種ボランティアとの連携①⑤① ・あいさつ、声かけ運動の推進②① ・学校教育等との連携① ・各振興班、各自治公民館との連携協力②① ・防犯運動の推進② ・交通安全運動の推進②⑨ ・警察署との連携協力② 	<ul style="list-style-type: none"> ①総務課 ②まちづくり課 ⑤福祉課 ⑨建設課 ①教育課

(5) 心豊かに未来を担うひとづくり

施策の方向	取組事項	関係課（局）
家庭教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児教育の推進④⑤⑪ ・学校教育等との連携⑤⑪ ・子育て支援ボランティアの養成と活用⑤⑪ ・子育て支援の充実と情報提供⑤⑪ ・家庭教育事業の充実⑤⑪ ・PTA教育活動の充実⑪ ・家庭教育指導者の養成と活用④⑤⑪ ・「家庭の日」の普及徹底⑤⑪ 	<ul style="list-style-type: none"> ④町民健康課 ⑤福祉課 ⑪教育課
青少年健全育成 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の居場所づくり⑤⑪ ・自然体験や生活体験等、学習活動機会の提供と充実②③④⑤⑥⑦⑧ ・青少年リーダー、指導者の育成と活用⑪ ・文化伝承活動への参加促進⑪ ・非行防止、薬物乱用防止教室の充実②⑪ ・ボランティア活動の推進①⑤⑪ 	<ul style="list-style-type: none"> ①総務課 ②まちづくり課 ③税務課 ④町民健康課 ⑤福祉課 ⑥環境水道課 ⑦産業推進課 ⑧農地課 ⑪教育課
高齢期の学習 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域への還元活動②⑤⑪ ・学校活動への還元活動⑤⑪ ・還元活動の基礎となる学習活動の充実②⑤⑪ 	<ul style="list-style-type: none"> ②まちづくり課 ⑤福祉課 ⑪教育課

川南町生涯学習まちづくり推進のしくみ



川南町生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本町における生涯学習の総合的かつ効果的な推進を図るため、川南町生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習の推進に関する総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) その他生涯学習の推進に係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって構成する。

- 2 本部長に町長をもって充てる。
- 3 副本部長に副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員に各課長及び事務局長をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、副町長、教育長の順に本部長の職務の代行をする。
- 3 議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、教育課において処理する。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川南町民憲章

わたしたちの町川南を、
豊かで明るく住みよい町にするために、
この憲章を定めます。

- 一、融和と開拓精神にもえている町民であることに、
誇りをもとう。
- 一、郷土発展のために、心魂をかたむけてきた先輩に、
感謝のまことをささげよう。
- 一、近隣愛にもえ、豊かなくらしをするための物づくりに、
力をあわせよう。
- 一、ひとりひとりの可能性を信じ、
未来をひらく青少年育成のために、力をあわせよう。
- 一、自然を愛し、健康で明るい家庭と社会をつくるために、
力をあわせよう。

令和2年7月1日作成